

沖縄県教職員住宅の借り上げについて

【借受住宅入居を申込む職員向け資料】

令和7年3月3日時点
教育庁働き方改革推進課

■用語について

- ・借受住宅：教職員住宅のうち、県が教職員を入居させるため借り上げる民間賃貸物件
- ・建設住宅：教職員住宅のうち、県が建てたもの（宮古：下里寮・西里寮、八重山：大桟住宅・赤生住宅・大川団地）

1 借受住宅の対象地域及び予定戸数

(1) 宮古島市（15戸程度）

(2) 石垣市（5戸程度）

※賃料の状況により戸数は変動する可能性があります。

2 借受住宅入居申込みの対象となる者

予算の範囲内において、以下の(1)から(3)に該当する県立学校の臨時的任用職員を対象とし、その中から選考により借受住宅への入居者を決定します。

(1) 令和7年4月1日に宮古・八重山地区での任用が予定されている者。

(2) 令和6年度から宮古・八重山地区で任用され、既に民間賃貸物件に入居しているが、令和7年度も同一地区で採用が見込まれる者は対象となる。

(3) 令和7年4月2日以降に宮古・八重山地区で任用される者は対象となる。

※本務職員（新規採用職員含む）については、予算の状況を見ながら検討します。

3 借受住宅入居申込みの要件

(1) 借受住宅の賃料の上限額

①宮古地域：月額 100,000 円以内

②八重山地域：月額 70,000 円以内

※この上限金額より低い方が、借上げの対象から漏れた場合職員自身が個人で契約するため負担を抑えられること、また、全体の借上げ戸数が増えることから、なるべく低廉な住宅の確保についてご協力をお願いいたします。

(2) 借受住宅の費用と負担

①県が負担する費用

- ア 敷金、礼金
- イ 仲介（紹介）手数料
- ウ 毎月の賃料

②入居者が負担する費用

- ・ ①ア及びイ以外の初期費用、①ウ以外の毎月の諸経費
- ・ 沖縄県公舎管理規則に基づき算出される入居料
- ・ 施設、設備の原状回復などの費用（不動産会社から請求がある場合）

(3) 借受住宅の賃貸借契約の期間

単年の契約

※1 ルーム、2DK などの間取りに特に制限はありません。

4 手続きの流れ

(1) 2月中旬

①宮古地区または八重山地区への内示後、借受住宅を希望する者は、自身で賃貸物件を探す。

※賃貸物件を探す際は、上記3(1)・(2)の要件を確認すること。

②借受を希望する賃貸物件について、不動産会社に「県の借受住宅に申請予定である」ことを伝える。

(2) 2月下旬まで

建設住宅への申込みも行う。

(3) 3月上旬

①配置予定校へ借受住宅入居申請に必要な書類の提出締め切り日を確認する。

②配置予定校へ借受住宅の申請に必要な書類を提出する。

（配置予定校は職員から提出された書類を取りまとめ、教育事務所へ提出する）

※令和7年3月11日（火）教育事務所への入居申請〆切

(4) 3月中旬

①教育事務所による選考、入居者の決定、選考結果の通知

※令和7年3月17日（月）入居者選考委員会

※令和7年3月18日（火）選考結果通知

②借受住宅の選考結果通知を受領

(5) 3月24日（月）～28日（金）

※教育事務所が賃貸借契約を締結

(6) 4月上旬

借受住宅に入居

5 借受住宅の申請に必要な書類

- (1) 借受住宅入居承認申請書
- (2) 教職員住宅入居調書
- (3) 令和6年分源泉徴収票もしくは前年度の収入・所得が確認できる書類
- (4) 住民票（申請の3か月以内、マイナンバー記載なし）※写しでも可

6 注意事項

- (1) 借受住宅への入居は臨時的任用職員を優先しますが、世帯人数や収入などにより、建設住宅に割り振られる可能性があります。
- (2) 予算上の限度があるため、借受住宅に申込んだとしても必ず入居できるとは限りません。予算を超えた時点で借上げは終了となります。
- (3) 借受住宅の選考から漏れた場合は、職員自身が個人で契約することが想定されるのでご了承ください。
- (4) 借受住宅に入居している者は、建設住宅に入居している者と同様、沖縄県公舎管理規則に基づき算出される入居料を支払う必要があります。入居料は借り受ける部屋の広さとその建物の建築後の年数で算出しますので、借り受ける部屋の広さ（何㎡か）と建築後の年数に関する資料を不動産会社から入手し、配置予定校の担当の事務職員に提出してください。
- (5) 借受住宅の入居にあたっては、借受住宅の所有者が定める禁止事項を順守してください。不動産会社から施設、設備の原状回復などの費用請求があった場合、入居者に全額請求します。